

## 郡山市認可保育施設に勤務する保育士等に係る保育料補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の認可保育施設に勤務する保育士又は保育教諭（以下「保育士等」という。）の就労の継続及び経済的な負担の軽減を図るとともに、市内の認可保育施設における慢性的な保育士等の不足の解消及び安定した事業の継続を図るため、保育士等の子どもに係る保育料について、予算の範囲内で補助金を交付することに關し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「認可保育施設」とは、次のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する施設
  - (2) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を実施する施設
  - (3) 法第39条第1項に規定する保育所
  - (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- （補助金の交付の対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の認可保育施設に勤務する保育士等であって、専ら保育業務に従事する者
  - (2) 1日当たりの勤務時間として6時間以上かつ1月当たりの勤務日として20日以上の勤務が定められている者
  - (3) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日において、3歳未満の子ども（交付対象者と同一世帯の者に限る。）を養育している者
  - (4) 前号に規定する子ども（以下「対象児童」という。）が、法第59条の2第1項に規定する届出を行っている認可外保育施設（居宅訪問型を除く。）に入所している又は住民登録が市外にあって認可保育施設に入所しているかのいずれかであること。
  - (5) この要綱による補助金と同趣旨の他の補助金又はこの要綱と同趣旨の他の支援を受けていない者
- （補助金の交付の対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者又は交付対象者と生計を一にする者が、対象児童が入所する対象施設に支払う保育料（延長保育料、教材費その他の実費徴収される費用は除く。）とする。

2 補助対象経費に関し、この要綱による補助金と異なる趣旨の補助金、寄附金その他の収入がある場合は、当該収入に相当する額を補助対象経費から除くものとする。

### （補助金の額）

第5条 補助金の額は、月ごとに算出した補助金の額（以下「補助月額」という。）を合算して得た額とする。

2 補助月額は、当該月の補助対象経費と7万円を比較して、少ない方の金額に2分の1を乗じて得た額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを

切り捨てた額)とする。

3 前項の規定にかかわらず、交付対象者が、連続した31日を超える全日休暇を取得した場合、当該休暇の期間の属する月(当該月における休暇の日が15日を超えない月を除く。)に係る保育料は、補助月額から除くものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書及び同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は勤務兼保育サービス利用計画書(第1号様式)とし、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 保育サービス利用計画書(対象児童2人目以降分)(第2号様式)(2人以上の対象児童がいる場合に限る。)
- (2) 対象施設の入所に係る契約書の写し等保育料の額が確認できる書類
- (3) 住民票の写し等交付対象者並びに対象児童の住所及び生年月日が確認できる書類(交付対象者及び対象児童が市外に住民登録をしている場合に限る。)

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
  - (2) 前条の規定により申請する補助金の額の変更を伴わない補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の増額変更
- (交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の収支決算書は保育サービス利用実績報告書(第3号様式)とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 勤務実績報告書(第4号様式)
  - (2) 通帳の写し等補助金の振込先の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義人が確認できる書類
  - (3) 郡山市認可保育施設に勤務する保育士等に係る保育料補助金に関する委任状(第5号様式)(補助金の交付を申請した者と前号の口座名義人が異なる場合に限る。)
  - (4) 領収書の写し等対象児童の保育料の納付が確認できる書類
- (補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると

認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により交付対象者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 勤務兼保育サービス利用計画書

## 1 交付対象者及び調査同意について

郡山市長 郡山市認可保育施設に勤務する保育士等に係る保育料補助金の交付に際し、市長が補助金の交付事務に必要な下記 (1)から(3)までの情報を調査し利用することについて、同意します。 (1)交付対象者が属する世帯の状況（世帯に属する者の氏名、生年月日、続柄） (2)対象児童が入所する施設が保有する対象児童の入所期間、保育料、保育料の軽減、納入実績等必要な情報 (3)交付対象者が勤務する施設が保有する交付対象者の勤務状況等必要な情報	交付対象者	
	住所	〒 一
	氏名	※左記に同意の上、署名又は記名押印してください。
	電話番号	( )

## 2 交付対象者の勤務予定について

勤務先施設の名称			
今年度の勤務予定期間 ※昨年度から引き続き勤務する場合は4月1日開始、次年度も継続予定の場合は3月31日終了としてください。	開始年月日	令和 年 月 日	
	終了年月日	令和 年 月 日	
長期休暇予定期間 ※今年度の途中に連続して31日を超える休暇を取得する予定がある場合は記載してください。	休暇開始年月日	令和 年 月 日	
	休暇終了年月日	令和 年 月 日	

## 3 補助金の対象児童及び保育料

(フリガナ)			交付対象者との続柄		生年月日	年 月 日
氏 名						
在籍施設	名称				電話	
	所在地	〒 一				
今年度の入所予定 ※昨年度から引き続き入所する場合は4月1日開始、次年度も継続入所予定の場合は3月31日終了としてください。	入所開始年月日		令和 年 月 日			
	入所終了年月日		令和 年 月 日			
本補助金と異なる趣旨の補助金、寄附金その他の収入 ※該当がある場合は記載し、名称、金額等詳細が確認できる書類を添付してください。	名称		1回当たりの支給金額	支給される期間の単位 (月額、年額等)	年度合計金額(円)	
保育料及び交付申請額(円)	年月	①保育料 ※実費徴収費等は除く	②本補助金と異なる趣旨の補助金、寄附金その他の収入月額	③保育料の実支出額 ※①-②	④交付申請月額 ※③か70,000円でいずれか少ない方の額×0.5(10円未満は切り捨て)	
	令和 年 4月分					
	5月分					
	6月分					
	7月分					
	8月分					
	9月分					
	10月分					
	11月分					
	12月分					
	令和 年 1月分					
	2月分					
	3月分					
⑤交付申請額合計						

## 保育サービス利用計画書（対象児童2人目以降分）

交付対象者氏名	
---------	--

## 補助金の対象児童及び保育料

(フリガナ)			交付対象者との続柄		生年月日	年 月 日
氏 名						
在籍施設	名称				電話	
	所在地	〒	—			
今年度の入所予定期間 ※昨年度から引き続き入所する場合は4月1日開始、次年度も継続入所予定の場合は3月31日終了としてください。		入所開始年月日		令和 年 月 日		
		入所終了年月日		令和 年 月 日		
本補助金と異なる趣旨の補助金、寄附金その他の収入 ※該当がある場合は記載し、名称、金額等詳細が確認できる書類を添付してください。		名称		1回当たりの支給金額	支給される期間の単位 (月額、年額等)	年度合計金額(円)
保育料及び交付申請額(円)	年月	①保育料 ※実費徴収費等は除く	②本補助金と異なる趣旨の補助金、寄附金その他の収入月額	③保育料の実支出額 ※①-②	④交付申請月額 ※③が70,000円でいずれか少ない方の額×0.5(10円未満は切り捨て)	
	令和 年 4月分					
	5月分					
	6月分					
	7月分					
	8月分					
	9月分					
	10月分					
	11月分					
	12月分					
	令和 年 1月分					
	2月分					
3月分						
(5)交付申請額合計						

## 保育サービス利用実績報告書

## 1 交付対象者

住所	〒 一		
氏名		電話番号	( )

## 2 補助金の対象児童及び保育料

(フリガナ)			交付対象者との続柄		生年月日	年 月 日
氏 名						
在籍施設	名称				電話	
	所在地	〒	一			
今年度の入所期間 ※昨年度から引き継ぎ入所する場合は4月1日開始、次年度も継続入所予定の場合は3月31日終了としてください。			入所開始年月日	令和 年 月 日		
			入所終了年月日	令和 年 月 日		
本補助金と異なる趣旨の補助金、寄附金その他の収入 ※該当がある場合は記載し、名称、金額等詳細が確認できる書類を添付してください。		名称		1回当たりの支給金額	支給される期間の単位 (月額、年額等)	年度合計金額(円)
保育料及び交付申請額(円)	年月	①保育料 ※実費徴収費等は除く	②本補助金と異なる趣旨の補助金、寄附金その他の収入月額	③保育料の実支出額 ※①-②	④交付申請月額 ※③が70,000円でいすれか少ない方の額×0.5(10円未満は切り捨て)	
	令和 年 4月分					
	5月分					
	6月分					
	7月分					
	8月分					
	9月分					
	10月分					
	11月分					
	12月分					
	令和 年 1月分					
	2月分					
	3月分					
					⑤交付申請額合計	

## 施設証明欄

令和 年 月 日

上記児童の入所状況及び保育料について相違ないことを証明いたします。

証明責任者職氏名 職名氏名

(氏名は説明責任者が署名又は記名押印してください。)

## 勤務実績報告書

## 1 交付対象者

住所	〒 一		
氏名		電話番号	( )
補助金 振込口座	金融機関名		本・支店名
	口座種別 (普通・当座)		口座番号
	口座名義人 (漢字)		口座名義人 (フリガナ)

## 2 交付対象者の勤務実績について

勤務先施設の名称			
今年度の勤務実績期間 ※昨年度から引き続き勤務した場合は4月1日開始、次年度も継続予定の場合は3月31日終了としてください。	開始年月日	令和 年 月 日	
	終了年月日	令和 年 月 日	
長期休暇取得期間 ※今年度の途中に連続して31日を超える休暇を取得する場合は記載してください。	休暇開始年月日	令和 年 月 日	
	休暇終了年月日	令和 年 月 日	

## 施設証明欄

令和 年 月 日

上記交付対象者の勤務実績について相違ないことを証明いたします。

証明責任者職氏名 職名氏名

(氏名は説明責任者が署名又は記名押印してください。)

郡山市認可保育施設に勤務する保育士等に係る  
保育料補助金に関する委任状

令和 年 月 日

郡山市長

委任者（交付対象者） 住所

氏名

（氏名は説明責任者が署名又は記名押印してください。）

私は、下記の者を代理人と定め、郡山市認可保育施設に勤務する保育士等に係る保育料補助金に係る令和 年度分の補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

記

受任者

住所 〒 —

氏名